

財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

監査は、勝山信監査委員、井戸川員三監査委員、廣瀬義積前監査委員が実施しました。

平成26年6月25日

| | | | |
|----------|---|-----|----|
| 四街道市監査委員 | 勝 | 山 | 信 |
| | 同 | 井戸川 | 員三 |
| | 同 | 阿部 | 治夫 |

平成 25 年 度

財政援助団体等監査報告書

公益財団法人四街道市地域振興財団

四街道市監査委員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

公益財団法人四街道市地域振興財団

第3 監査の範囲

平成24年度、25年度における補助事業及び公の施設の指定管理

第4 監査の実施日

平成26年2月26日

第5 監査の場所

四街道総合公園

第6 監査の方法

補助事業については目的に沿って適正に行われているか、また公の施設の指定管理については協定等に基づき適正に管理、運営が行われているかを関係書類、帳簿等の検査及び関係責任者からの説明聴取を行い実施した。

第7 監査の結果

補助事業及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務については、特に指摘すべき事項は認められなかった。なお、今後とも市と連携を図り、利用者の安全面への配慮に努められたい。